

ふくおか & MAFF

2019.11
vol.6

MAFFとは農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です。

Contents

- ➔ 意見交換を行いました ～JA福岡京築新田原果樹部会～
- ➔ JA全農ふくれんの労働力支援の取り組みを紹介します
- ➔ 農業経営者のみなさん、青色申告を始めましょう！
- ➔ 棚田地域振興法が施行されました

意見交換を行いました ～JA福岡京築新田原果樹部会～

イチジク(蓬莱柿)あつての新田原！サポート部の活動を中心に、高齢化する産地を守る

新田原果樹部会(行橋市)

新田原地区は、明治30年頃から続く県内で最も古い果樹産地である。主な産品はイチジク(蓬莱柿(ほうらいし))であるが、近年はキウイフルーツ「甘うい」の栽培面積を拡大させ、県内一の産地を目指している。

経営品目及び面積

イチジク10ha、桃10ha、梨3ha
キウイフルーツ5ha

部会員

112名。平均年齢は71.6歳



② 部会員の高齢化対策

背景

部会員の高齢化が進んでおり、作業ができなくなる農家が出てきた。

対応

平成28年、果樹部会に「サポート部」を新設。サポート部に属する部会員が高齢農家の作業を手伝い、産地を維持。

新田原果樹部会果樹サポート部

イチジク、もも、梨の剪定作業等のほか、いちごハウスのビニール張りなど、部会の垣根を越えた活動も行う。(作業料金は時給にて支払い)

① イチジクの収穫作業軽減対策

背景

8～9月にイチジクの収穫のピークを迎える。イチジクの果実は、熟したその日に全て収穫しないと、コバエがわき、コバエが媒介する菌が他の果実にも伝染してしまう。一斉に収穫を行う必要があるため、出荷が集中する。また、生産者の高齢化も相まって、調製作業(パック詰め等)が限界に達している。さらに、一時的な供給過剰による価格の低下が顕在化しつつあった。

対応

平成28年度から調製作業をJA全農ふくれんに委託する取組を開始。ふくれんのパッケージセンターにコンテナで出荷するため、調製作業が大幅に削減でき、関東や東北への出荷も可能となった。

今後の展望

イチジク収穫のピーク時に、生果の一部を加工用として冷凍保存し、出荷量を調整することを検討したい。



今後の展望

サポート部員も60代が中心で、今後の体制が心配されることから、サポート部の法人化(農業受託法人)を検討している。

法人には建設業等の他産業からも会員を募ることで、重機や人員を融通してもらい、持続的な運営が理想。

小規模農家が、法人をとおして高齢で生産できなくなった樹園地を活用できれば、規模拡大を通じた所得の向上も見込める。

想い

老朽化した果樹棚の修理等により、作業効率化が進んだ園地が形成できれば新たな担い手も見つかるのではないかと考える。

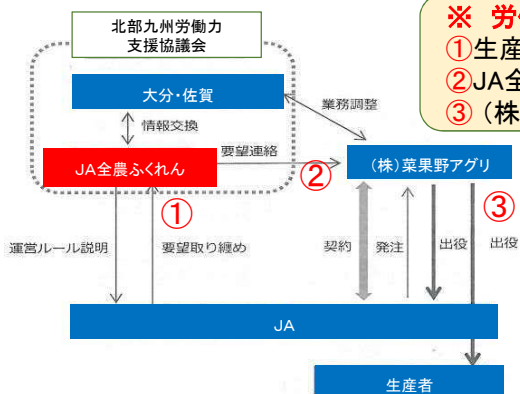
高品質な商品を安定的に出荷することを目指し、非破壊の糖度計を導入したいが高価であるため、汎用性があり、低価格の糖度計の開発を期待する。

ドローンでの散布に適した高濃度農薬の登録数が増えることで、スマート農業の取り組みが増えるのではないかと考える。

JA全農ふくれんの労働力支援を紹介します

(株)菜果野アグリ
大分県にある農作業受託会社。現在の事業拠点は福岡、日田、大分、佐賀事業所

JA全農ふくれんは、農業の労働力不足の解決策として、農作業受託会社「(株)菜果野(なかやアグリ)」と連携し支援を行っています。



労働力支援に係る連携イメージ

※ 労働力支援の仕組み

- ①生産者からの労働力支援要望はJAがJA全農ふくれんに連絡。
- ②JA全農ふくれんは要望を(株)菜果野アグリに連絡。
- ③(株)菜果野アグリは、必要な支援人数の作業員を生産現場へ提供。

《取り組みの効果》

作業件数、延べ作業従事者の増加。
作付面積、収穫量の増加。
高齢者離農の抑制。

《今後の取り組み》

周年作業できる体系の確立による作業員の確保。
支援制度の認知度を高める。

⇒ **労働力支援の確立による産地振興を目指します。**

最寄りの各JA
にご相談下さい。

農業経営者のみなさん、青色申告を始めましょう！

青色申告は
かんたん！

現金出納帳等を整備して、日々の取引を
残高まで記帳・保存すれば、青色申告を行えます
(簡易方式)

※ 青色申告を新たに始める方は、原則、その年の3月15日までに
所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

収入保険に
加入できます

全ての農産物を対象。自然災害、価格低下などによる販売収入の減少を補償

加入申請時に青色申告の実績が**1年分**
あれば加入できます

※ 令和2年分の農業所得から青色申告を開始すれば、
令和4年1月からの収入保険に加入できます。

(裏面参照)

メリットも
たくさん！

最高で65万円の特別除税！
損失額の繰越しや繰戻しができる！
専従者の給与額を必要経費に算入できる！
農業経営基盤強化準備金制度が使える！
農業者年金の保険料補助(最高1万円/月)！

経営を見直して
みようかな。



収入保険については、
最寄りの福岡県農業共済組合
の各支所にご相談下さい。

青色申告についてはコチラから

<https://www.rta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2070.htm>

収入保険の情報はコチラから

http://www.maff.go.jp/kei/ie/hogyohoken/syu_kyosai.html

棚田地域振興法が施行されました

棚田は伝統・文化、美しい景観、教育、国土保全といった多面的機能を有しており、農業生産活動を主体としつつ、地域住民等の共同活動によって守られています。

棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的として、棚田地域振興法が**本年6月に成立し、8月16日に施行**されました。

指定棚田地域における協議会が行う棚田を核とした多様な活動に対し、総合的・優先的に支援します。

棚田地域振興コンシェルジュ

関係府省庁(本省、地方出先機関)の棚田支援関連施策の担当者や棚田振興に関わりのある職員等が選任され、棚田地域の振興に向け幅広い相談に応じる体制を構築しています。

福岡県では、当拠点の地方参事官が棚田地域振興コンシェルジュに任命されています。



指定棚田地域に認定され、各事業の要件を満たせば

- ・ 中山間地域等直接支払に指定棚田地域振興活動加算(1万円/10a)
- ・ 各事業における補助率の嵩上げ、要件緩和等の優遇措置のメリットがあります。

棚田地域の振興についてのご相談は福岡県拠点まで！

棚田地域振興法について(内閣府HP)
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada>

【お問合せ先】九州農政局福岡県拠点地方参事官室
〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-17-21 TEL 092-281-8261(代表)
<http://www.maff.go.jp/kyusyu/fukuoka/index.html>